

令和 6 年度特産品開発振興事業補助実績について

●問い合わせ 観光物産課 (☎ 656 - 6535)

市では、新たに特産品の開発や普及を行う市内事業者の支援を行っています。令和 6 年度特産品開発振興事業補助金を活用して開発された市の新たな特産品を紹介します。

1 滝沢スイカを使ったスイカゼリー 開発事業／滝沢産業開発㈱

滝沢産業開発株式会社では「スイカ酢」「スイカ酢ドリンク」に続き、スイカ果汁を 80%以上含む「スイカゼリー」を開発しました。ミネラル成分は全てスイカ由来で添加物は不使用。スイカ酢を使用していて、夏にぴったりの爽やかな酸味のゼリーです。パウチ容器入りで持ち運びやすく、暑い季節の熱中症予防にぴったり。ビッグルーフ滝沢で購入できます。



2 超特大滝沢スイカ梱包箱作成 ／三上恒史

滝沢スイカを生産する三上恒史さんが、これまでは実現できなかった、12kg を超える滝沢スイカのギフト発送を可能とする梱包箱の新規作成をしました。スイカ好きの人へのギフト発送として、最大 20kg の特大サイズのスイカを送送することにより SNS を通じて滝沢スイカの PR を期待できます。産直まごころランドでギフト発送が可能です。
※写真は平均的な滝沢スイカ(大玉)サイズと並べています。



3 滝沢リンゴ及びリンゴジュース 梱包用箱作成／農産物共同直売 所ふれあい

農産物共同直売所ふれあいでは、贈答用「滝沢リンゴ」と「リンゴジュース」の新しいデザインの梱包箱を作成。リンゴの他、岩手山やチャグチャグ馬コをモチーフとした温かみのあるデザインとなり、滝沢リンゴの販売促進を図ります。農産物共同直売所ふれあいからギフト発送を利用できます。



4 滝沢市産農産物を使用した新商 品開発と包装パッケージ作成／ 澤口恭志 (JELLY BEAN' S)

大釜地区でオーガニック素材を中心に、自農園で栽培した野菜や果物を使用して作った菓子を製造・販売している JELLY BEAN' S では「ヴィーガンケーキ」「キャロットケーキ」を開発しました。さらに、今年の秋には「アップルケーキ」「サツマイモケーキ」などが新商品として追加される予定です。新商品開発に併せて包装パッケージなどの作成を行いました。JELLY BEAN' S の店舗、ウェブサイトでも販売しています。



5 滝沢産漢方と牛加工品のギフト 商品向けの添え状及びミニパン フレットの作成／いわてあか牛

岩手山ろく漢方と牛としていわてあか毛和牛を育てている伊藤牧場では、製品紹介パンフレットと漢方と牛を生かしたレシピを掲載した添え状を新規作成しました。漢方と牛は、14 種類の漢方を飼料に配合し、ストレスフリーで育てられます。肉質は余計な脂はなく、上質な赤身が食べ飽きないおいしさです。滝祭などのイベントで味わうことができます。



6 滝沢チャグチャグクッキー開 発事業／(有)マイヤーリング

有限会社マイヤーリングが「たきざわチャグチャグクッキー」を開発しました。伝統行事「チャグチャグ馬コ」をモチーフにした焼き菓子で、パッケージには市の公式キャラクター「ちゃぐぽん」のシールを貼付。滝沢の魅力をたっぷり詰め込んだ一品で、手土産に最適です。土沢地区の店舗で購入できます。



マイナ保険証、医療費受給者証について

●問い合わせ 保険年金課 国保担当 (☎ 656 - 6528) 医療担当 (☎ 656 - 6530)

●マイナ保険証について

国民健康保険に加入している人の健康保険証の有効期限は7月31日までで、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

Q マイナ保険証でないと病院を受診できませんか。

A マイナ保険証を持っていない人には、申請によらず資格確認書が交付されます。マイナ保険証を持っている人でも、マイナ保険証での受診が困難な人は、加入している医療保険者に申請すれば資格確認書を取得できます。親族などによる代理申請も可能です。

Q マイナ保険証として登録しているかわかりません。

A 医療機関などの受け付け窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くことで確認できます。利用登録が済んでいない人には、その場で利用登録の案内がされます。

表 医療費受給者証の手続きについて

対象者	手続き内容
令和6年中の所得が確認できる人	手続き不要 市で自動的に受給者証を更新し、送付します。
令和6年中の所得が確認できない人 (未申告の人、1月2日以降に転入した人など)	手続き必要 通知を送付しますので、所得の申告や、必要書類の提出をお願いします。

●医療費受給者証の更新

現在交付している医療費受給者証の有効期限は、7月31日までです。
8月1日から有効の受給者証の交付を受けるには表のとおり手続き不要な人と必要な人に分かれるので、確認してください。

盛岡広域都市計画道路の変更説明会、公聴会と素案の公表

表 説明会日程など

変更素案の縦覧の期間と場所	
6月3日(火)～7月1日(火) 午前9時～午後5時(土・日を除く)	①滝沢市都市政策課 ②県都市計画課、盛岡広域振興局土木部、盛岡市交通政策課、滝沢市都市政策課、矢巾町道路住宅課
説明会の開催日時と会場	
①6月11日(水) 午後6時～	滝沢市役所 2階 大会議室
②6月12日(木) 午後6時～午後7時	盛岡市役所都南総合支所 3階 研修室
③6月13日(金) 午後6時～午後7時	矢巾町公民館 3階 大研修室
公聴会の開催日時と会場 (公述意見の提出がない場合開催なし)	
①7月10日(木) 午後3時～	滝沢市役所 2階 201会議室
②7月7日(月) 午後3時～午後4時	盛岡地区合同庁舎 8階 講堂A
公述申出書の提出と提出先	
6月3日(火)～7月1日(火)	①滝沢市都市政策課(市長宛て) ②県都市計画課(県知事宛て)

盛岡広域都市計画に定める都市計画道路の変更を行うため、変更素案の図書を公表し、説明会と公聴会を開催します。説明会の申し込みは不要です。

●都市計画の変更

①市決定分

(菓子滝沢駅線)

②県決定分

(藤沢永井線)

●口述意見の申し出

公聴会に出席し、変更素案に意見を述べたい人は、意見の要旨とその理由、住所、氏名、連絡先(電話、FAX、メールなど)を記載した書面(公述申出書)を提出してください。提出先などは表のとおりです。

●問い合わせ

県都市計画課
(☎ 629・5889)
滝沢市都市政策課
(☎ 656・6544)